

第 3 次 さいたま市 地域福祉 活動計画

概要版



第3次さいたま市地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけ、地域住民や関係者の参加と協力のもと策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域の福祉関係団体や、行政、NPO、ボランティア、当事者団体、福祉サービス事業者などがお互いに協力し、地域福祉の課題解決を目指す計画として位置づけられています。

さいたま市社会福祉協議会は、これからのさいたま市の地域福祉活動を推進していくための基本的な指針として「第3次さいたま市地域福祉活動計画」を策定し、この計画に基づき、誰もが社会的に孤立することなく、住み慣れた地域で、その人らしく生活していくことのできる社会の実現に向けた取組を、皆さまと一緒に進めて参ります。

策定の経緯

さいたま市社会福祉協議会では、平成16（2004）年3月に、「さいたま市地域福祉活動計画」を策定し、さいたま市においてこれからの地域福祉をどのように進めていくかを体系的に整理し、特に重点的に取り組むべき課題を中心にまとめました。

その後、新たな地域課題の発生や社会情勢の変化、本会の取組状況等の検証を踏まえ、平成25（2013）年3月には新たに第2次計画を策定し、同計画に基づく事業・活動を展開してきました。

第2次計画の計画期間の満了に伴い、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応する計画を立案し、地域福祉活動の一層の推進を図ることが求められていることから、新たに第3次さいたま市地域福祉活動計画を策定しました。

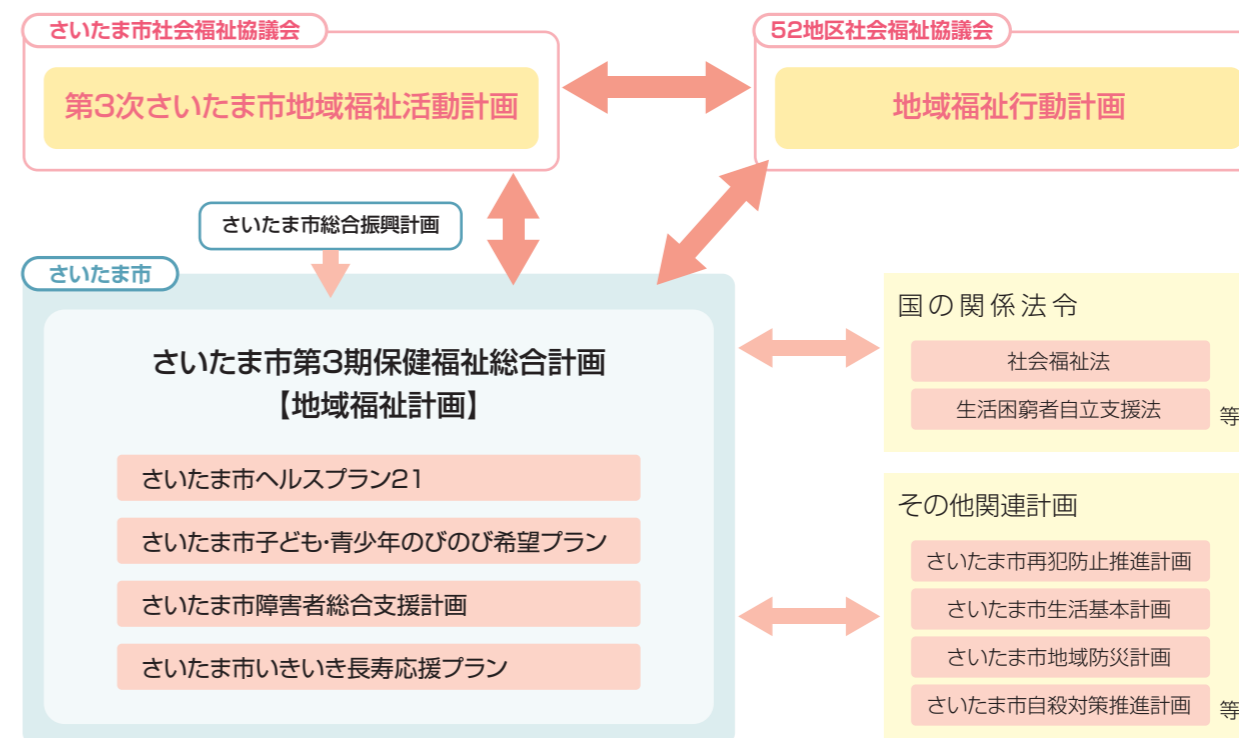
策定の方法

地域関係団体の代表者や保健福祉関係者により構成される「第3次さいたま市地域福祉活動計画策定委員会」において、地域の課題やこれからの福祉への期待などを話し合い、策定しました。

また、計画の策定にあたり、さいたま市内の地域関係団体、社会福祉施設、福祉関係機関等に所属する方875人を対象にニーズ調査を実施しました。広く地域住民及び関係機関の地域福祉活動への参加意識や地域生活課題等を把握、分析し、調査結果を計画づくりに活かしています。

計画の位置づけ

この計画では、さいたま市が策定する「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）」と、地域福祉の推進体制や機関・団体との連携などの構想を共有するとともに、行政と社会福祉協議会との役割分担を明確にし、さいたま市の地域福祉活動における連携・協働が具体的に進展するよう整合性を図ります。



計画の期間

この計画は、令和5（2023）年度から令和11（2029）年度までの7年間の計画とし、4年目に中間評価、7年目には評価と見直しを行います。



進行管理と評価

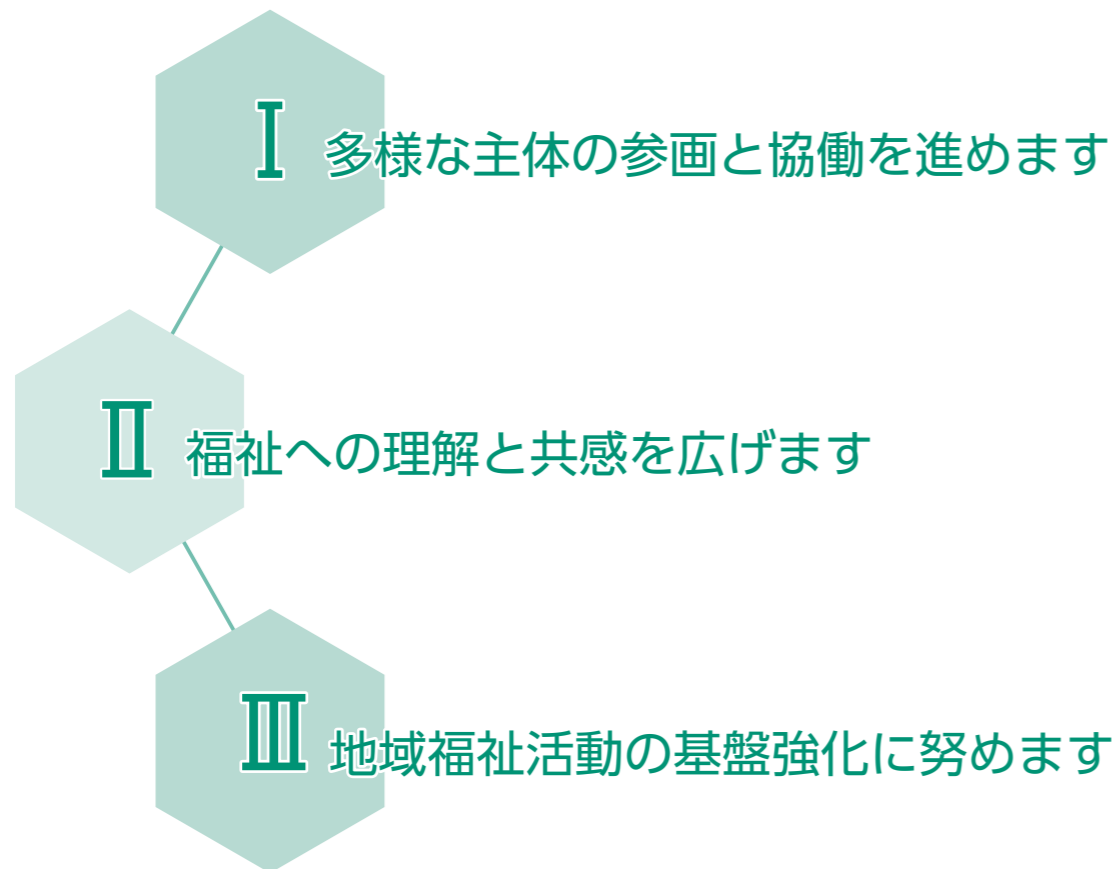
計画の内容を着実に推進し、実現を図るため、地域関係団体や福祉関係者、行政の代表者等で構成されるさいたま市地域福祉推進委員会による進行管理を行います。

さいたま市地域福祉推進委員会では、さいたま市社会福祉協議会の事業活動の実施状況の確認や計画の進捗状況の評価を行うとともに、ニーズ調査等を通じた地域福祉活動の実態把握や課題整理を進め、継続的な検証を実施し、令和8（2026）年度には本計画の中間評価を行います。

基本理念

ともしつながら 支えあい
一人ひとりがその人らしく暮らせるまちづくり

活動方針



基本目標

基本目標
1

つながり支えあう
地域づくり

～住民主体の地域福祉活動の推進と
地域課題への取組みの強化～

- ① 住民主体の地域福祉活動の推進
- ② 新たな連携・協働による
地域の課題解決の仕組みづくり
- ③ 地域課題の解決に取り組む
ボランティア活動の活性化
- ④ 災害に強い地域づくりの推進

基本目標
2

“その人らしく”
を支える

～生活課題の発見と解決に向けた
支援体制の拡充～

- ⑤ コミュニティソーシャルワーク
機能の強化
- ⑥ 身近な相談体制と多様な
生活支援の充実
- ⑦ 総合的な権利擁護支援の充実

基本目標
3

みんなの福祉を
もっと身近に

～福祉の理解と参加の促進～

- ⑧ あらゆる世代を対象とした
福祉の学びの支援
- ⑨ 福祉意識の向上と参加の促進

つながり支えあう地域づくり

～住民主体の地域福祉活動の推進と地域課題への取組みの強化～

地域福祉活動の推進には、地域住民が自分の住む地域の課題や強みに気づき、住民同士で共有し、その解決に向けて行動することが大切です。また、できるだけ多くの住民の参加や福祉活動団体、福祉施設、企業、学校等の様々な分野の主体の協力を得て活動を推進していくことが求められています。さらに、地域でのつながりの重要性を確認し、地域の活動主体がそれぞれに備えているさまざまな気づきの視点や情報を活かして、お互いを気に掛け合える関係づくりを進め、地域の問題や課題を身近なものとして捉えることが大切です。

これまで、さいたま市においては、市内52地区の地区社会福祉協議会を、地域福祉活動推進の基礎単位として設定し、地区ごとに地域福祉行動計画の策定を進め、計画に基づく住民主体の活動を推進するための基盤整備などを通じ、人と人がつながり、支え合う地域づくりの実現を目指してきました。

今後は、地域共生社会の実現に向け、多様な取組をさらに充実させていくことが重要であり、地区社会福祉協議会の活動支援の強化を図るとともに、地域福祉活動の情報や主体的な参加の機会を地域住民に提供し、地域における課題の発見と解決の仕組みづくりを推進します。

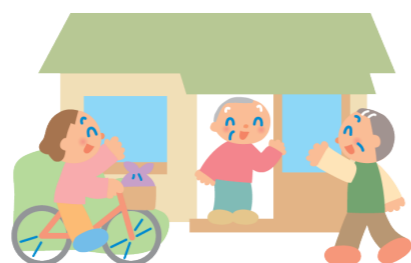
また、今後発生しうる大規模災害に備え、災害発生時に地域住民やボランティア、関係機関や団体が円滑な連携を図れるよう、平常時からの連携体制構築を推進し、災害に強い地域づくりを進めます。

推進項目1 住民主体の地域福祉活動の推進

住民主体の地域福祉活動の推進を図るため、地域福祉行動計画の策定や進行管理の場である地域福祉推進委員会の設置・運営を支援し、地域生活課題の把握と共有、解決に向けた取組を推進します。



地域福祉行動計画の
策定と進行管理



見守り活動の推進

推進項目2 新たな連携・協働による地域の課題解決の仕組みづくり

地域住民や社会福祉施設・事業所、関係団体、企業など、様々な分野の主体との連携を強化し、協働による地域の課題解決のための仕組みづくりを推進します。



社会福祉法人等との連携



ニーズの把握・分析と検討
(総合支援検討会議)

推進項目3 地域課題の解決に取り組むボランティア活動の活性化

地域課題の解決に取り組むボランティアを養成し、その活動を支援します。



住民同士の支え合い活動の
活性化



新たなボランティア人材の
発掘と育成

推進項目4 災害に強い地域づくりの推進

災害発生時の関係機関・団体・住民・ボランティア等の連携強化のため、平常時から災害に対する支援や協力の体制を整備します。また、地域で取り組む見守り活動や防災に関する啓発などを通じ、いざという時に住民同士が相互に支え合える顔の見える地域づくりを支援します。



身近な地域をつながり支援



災害ボランティアセンターの運営



企業等との災害発生時の
連携体制の構築

基本目標 2

“その人らしく”を支える

～生活課題の発見と解決に向けた支援体制の拡充～

地域の中には、様々な事情によって、本人や家族だけでは解決が難しい課題を抱えながらも、自ら支援を求めることができずに孤立を深めている人がいます。解決に向け、適切な支援とつながることが重要ですが、どこに支援を求めてよいかわからず、どこにもつながることができないまま、さらに問題が複雑化・深刻化している実態もあります。

誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくには、不安を抱え、孤立する人に丁寧に寄り添いながら、一人ひとりの課題の解決に合った多様な支援やサービスが提供される体制づくりが不可欠です。

社会福祉協議会は、社会的孤立や制度の狭間などのあらゆる地域生活課題の解決に向け、様々な事業・活動を通じた相談支援体制の充実を図るとともに、行政、地域団体、関係機関とのネットワークを活かしたコミュニティソーシャルワーク実践を強化します。また、この実践を中心的に担うコミュニティソーシャルワーカーを新たに配置し、専門性を活かした相談支援活動を展開します。

このほか、住民が身近な地域で困りごとを相談できる総合相談の体制を整備し、地域における「発見」と「予防」の体制を強化します。併せて地域生活課題の解決に向け、既存のサービスで対応できないニーズに対しては、関係機関や地域住民と連携し、住民相互による支え合いの仕組みづくりや新たなサービス開発を目指します。

また、身寄りのない方や認知症高齢者の増加などを背景とし、身元保証に関する支援や、判断能力の状態に合わせた権利擁護支援の拡充が喫緊の課題となっています。成年後見制度の利用促進のための支援や日常生活自立支援事業の強化を図るとともに、地域において差別や偏見を解消していく取組や、地域で安心して暮らし続けるための法律や各種制度・サービスに関する情報発信や学習の機会を拡充することが求められています。社会福祉協議会では、行政や関係機関とのネットワークを活かし、これらの権利擁護に関する一体的な支援を充実させ、意識の向上を図ります。



推進項目5 コミュニティソーシャルワーク機能の強化

各区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、解決困難な課題を抱える世帯に対し、アウトリーチ機能を活かした支援を提供します。関係機関との情報共有とチーム支援の体制づくりやソーシャルサポートネットワークの構築を進め、課題解決を図るとともに、顕在化した地域生活課題に対する課題解決の仕組みづくりを進めます。



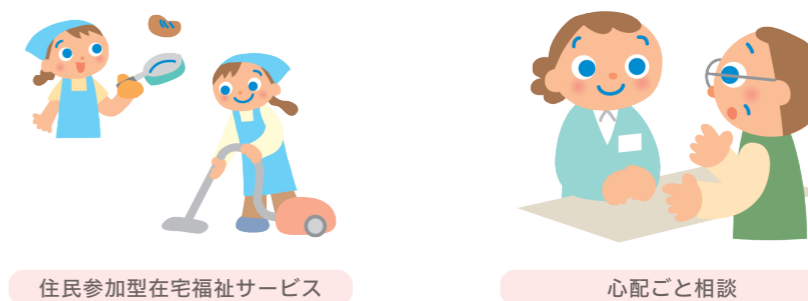
身近な地域での課題共有と解決の検討

コミュニティソーシャルワーカーによる相談支援

研修の実施

推進項目6 身近な相談体制と多様な生活支援の充実

身近な地域で困りごとを受けとめ、必要な制度・サービス等につなぐことのできる相談の場づくりを進めます。また、住民同士の支え合いの活動による生活支援を拡充します。



住民参加型在宅福祉サービス

心配ごと相談

推進項目7 総合的な権利擁護支援の充実

認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活が送れるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進するとともに、一人暮らし高齢者等の入院や施設入所の際の保証機能などのサービスを充実させ、地域を基盤とした権利擁護支援体制の一体的な拡充を図ります。

また、さいたま市の成年後見利用促進計画に基づく権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関を運営し、関係機関と連携して市民一人ひとりの権利を守る意識の啓発や環境整備を進めます。



成年後見相談

日常生活自立支援事業・高齢者くらしあんしん事業

みんなの福祉をもっと身近に

～福祉の理解と参加の促進～

近年、家庭や地域における福祉課題の複雑化、深刻化が指摘されていますが、この背景のひとつに社会的排除の問題があると考えられており、「地域共生社会」の実現に向けては、様々な「生きづらさ」を抱える人の存在に目を向け、住民の生活の場である地域社会にある差別や排除をなくし、多様性を認め合う意識が共有されることが大切です。

社会福祉協議会では、誰もが社会参加できる地域づくりをめざして、地域を基盤とした福祉教育の推進・実践に取り組んできましたが、今後は、この取組を更に強化し、地域に根差したさまざまな人々のつながりと協働のもとで、市民性や福祉観を育む福祉教育実践を展開していきます。

また、誰もが地域社会を構成する一員として、社会とのつながりを持ち、役割を持ちながら、その人らしく暮らしていくことができるよう、地域社会や福祉活動への参加を促進するための多様な機会や方法について検討し、推進していきます。

併せて、地域との連携・協働に向けて、住民と共に地域づくりの成果や価値を共有し、地域住民との信頼関係を構築・維持するための、地域福祉活動の推進や社会福祉協議会の運営における積極的な情報発信に取り組みます。

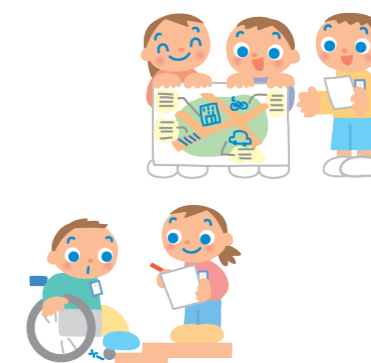


推進項目8 あらゆる世代を対象とした福祉の学びの支援

学齢期での福祉教育にとどまらず、地域に暮らすあらゆる世代の住民等に対する福祉の学びの機会を支援します。また、地域住民やボランティア、社会福祉法人、当事者団体、NPO団体、企業等、広く多様な主体との連携を通じ、福祉の理解を広めます。



身近な地域での福祉講座の実施



福祉教育の推進

推進項目9 福祉意識の向上と参加の促進

地域福祉活動に対し、地域に暮らす住民や多様な主体の参画を促進するための機会の拡充を図ります。また、地域住民と課題を共有し、連携や参加への意欲を高めるための情報発信を行います。



ボランティア体験学習



SNSなどによる情報発信



賛助会員の募集

概要版

第 3 次
さいたま市
地域福祉
活動計画

社会福祉法人
さいたま市社会福祉協議会
令和 5 年 3 月

さいたま市浦和区常盤9-30-22
TEL : 048-835-3111
FAX : 048-835-1222

この冊子は概要版です。

計画の全文やニーズ調査の結果などが掲載された計画の本冊子はさいたま市社会福祉協議会
ホームページ(<https://www.saitamashi-shakyo.jp/>)でご覧いただけます。